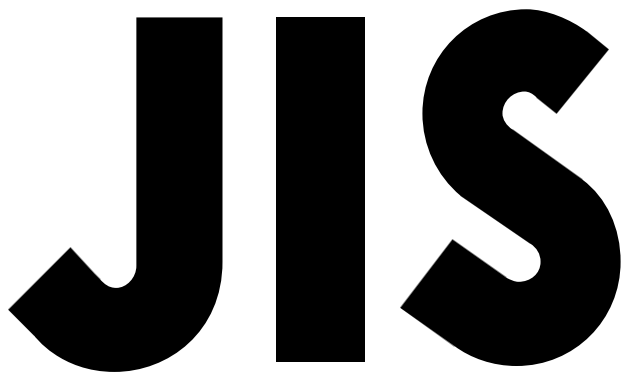




## 低圧電気設備—第 6 部：検証

JIS C 60364-6 : 2024  
(IEC 60364-6 : 2016)

令和 6 年 2 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

|       | 氏名      | 所属                                   |
|-------|---------|--------------------------------------|
| (委員長) | 熊 田 亜紀子 | 東京大学                                 |
| (委員)  | 青 木 真 理 | 川崎市地域女性連絡協議会                         |
|       | 岡 田 香 織 | 一般財団法人日本消費者協会                        |
|       | 上参郷 龍 哉 | 一般財団法人電気安全環境研究所                      |
|       | 清 水 洋 隆 | 一般社団法人電気設備学会                         |
|       | 高 尾 登   | IEC/ACTAD 国内委員 (東京電力ホールディングス株式会社)    |
|       | 田 原 房 枝 | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・<br>相談員協会 |
|       | 松 岡 雅 子 | 株式会社 UL Japan                        |
|       | 松 木 隆 典 | 電気事業連合会                              |
|       | 本 吉 高 行 | 一般社団法人電気学会                           |

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 22.1.20 改正：令和 6.2.20

官 報 掲 載 日：令和 6.2.20

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 熊田 亜紀子)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

|                                                | ページ |
|------------------------------------------------|-----|
| 序文                                             | 1   |
| 6.1 適用範囲                                       | 1   |
| 6.2 引用規格                                       | 1   |
| 6.3 用語及び定義                                     | 2   |
| 6.4 最初の検証                                      | 3   |
| 6.4.1 一般事項                                     | 3   |
| 6.4.2 検査                                       | 3   |
| 6.4.3 試験                                       | 4   |
| 6.4.4 最初の検証に関する報告                              | 10  |
| 6.5 定期検証                                       | 10  |
| 6.5.1 一般事項                                     | 10  |
| 6.5.2 定期検証の頻度                                  | 11  |
| 6.5.3 定期検証に関する報告                               | 12  |
| 附属書 A (参考) 連続性試験中に得られる導体の抵抗値の概算                | 13  |
| 附属書 B (参考) 大地又は保護導体に対する床及び壁の絶縁抵抗又はインピーダンスの測定方法 | 14  |
| 附属書 C (参考) 接地極抵抗の測定－方法 C1, C2 及び C3            | 17  |
| 附属書 D (参考) 6.4 の規定の適用に関する指針－最初の検証              | 21  |
| 附属書 E (参考) 報告に関するモデル書式                         | 24  |
| 附属書 F (参考) 電気設備の検査に関するモデル書式                    | 30  |
| 附属書 G (参考) 回路の詳細及び試験結果のモデルの一覧の計画表              | 39  |
| 附属書 H (参考) 特定の国に関する注記のリスト                      | 40  |
| 解 説                                            | 41  |

## まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 60364-6:2010** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 低圧電気設備—第 6 部：検証

## Low voltage electrical installations—Part 6: Verification

### 序文

この規格は、2016 年に第 2 版として発行された **IEC 60364-6** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

### 6.1 適用範囲

この規格は、低圧電気設備の最初の検証及び定期検証に関する要求事項について規定する。

**6.4** は、低圧電気設備が **JIS C 60364** 規格群の各部の要求事項に適合しているか否かを、合理的で実行可能な範囲で判定するために、電気設備の検査及び試験による最初の検証の要求事項並びにその検証の結果の報告に関する要求事項を適用する。最初の検証は、新たな設備の完成時又は既存設備の増設若しくは改修の完成時に行う。

**6.5** は、設備及びその全ての構成機器が、全てが使用上良好な状態にあるか否かを、合理的で実行可能な範囲で判定するために電気設備の定期検証に関する要求事項及び定期検証の結果の報告に関する要求事項を適用する。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**IEC 60364-6:2016**, Low voltage electrical installations—Part 6: Verification (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“一致している”ことを示す。

### 6.2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS C 60364** (規格群) 低圧電気設備

**注記** 対応国際規格における引用規格：**IEC 60364** (all parts), Low-voltage electrical installations

**JIS C 60364-4-41** 低圧電気設備—第 4-41 部：安全保護—感電保護

**注記** 対応国際規格における引用規格：**IEC 60364-4-41:2005**, Low-voltage electrical installations—Part 4-41: Protection for safety—Protection against electric shock

**JIS C 60364-4-42** 低圧電気設備—第 4-42 部：安全保護—熱の影響に対する保護

**注記** 対応国際規格における引用規格：**IEC 60364-4-42:2010 + AMD1:2014**, Low-voltage electrical installations—Part 4-42: Protection for safety—Protection against thermal effects